

日立オートモティブシステムズ株式会社厚木事業所
株式会社ユニシア九州
ユニシアジェークーシーステアリングシステム株式会社
企 業 年 金 規 約

目 次

第1章 総 則

第2章 加 入 者

第3章 基準給与及び標準給与

第4章 給 付

第1節 通 則

第2節 老齢給付金

第3節 脱退一時金

第4節 遺族給付金

第5章 掛 金

第6章 積立金の積立て

第7章 積立金の運用及び業務の委託

第8章 終了及び清算

第8章の2 年金通算

第9章 雑 則

附 則

別 表

第1章 総 則

(目的)

第1条 この確定給付企業年金（以下「本制度」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本制度の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第2条 本制度を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（以下「事業主」という。）の名称及び住所は、次のとおりとする。

名 称 日立オートモティブシステムズ株式会社

住 所 茨城県ひたちなか市高場 2520

名 称 株式会社ユニシア九州

住 所 福岡県築上郡上毛町大字垂水 704-1

名 称 ユニシアジェーケーシーステアリングシステム株式会社

住 所 埼玉県比企郡滑川町都 25-10

2 本制度の実施事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 日立オートモティブシステムズ株式会社厚木事業所

住 所 神奈川県厚木市恩名 4-7-1

名 称 株式会社ユニシア九州

住 所 福岡県築上郡上毛町大字垂水 704-1

名 称 ユニシアジェーケーシーステアリングシステム株式会社

住 所 埼玉県比企郡滑川町都 25-10

第2章 加 入 者

(加入者)

第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等のうち、社員就業規則(平成21年7月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。)第2条に規定する社員(以下「社員」という。)とする。

(資格取得の時期)

第4条 社員は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において社員でない場合にあっては社員となった日)
- (2) 休職(就業規則第48条第1項第1号、第4号を除く休職をいう。以下同じ。)が終了した日の翌日

(資格喪失の時期)

第5条 社員は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 社員でなくなったとき
- (4) 社員が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60歳に達した日の属する月の末日に到達したとき
- (6) 休職したとき

(加入者期間の計算)

第6条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日から加入者の資格を喪失した日までの期間を年月数に換算した期間とし、1か月未満の端数が生じた場合は、1か月に切り上げるものとする。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの制度の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。

- (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
- (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者

第3章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第7条 基準給与は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1基準給与

第1年金に係る給付の額の算定の基礎となる給与(以下「第1基準給与」という。)は、加入者の資格を喪失したときの社員退職手当規程(平成21年7月1日現在において効力を有する社員退職手当規程をいう。)第4条に定める退職手当算定基礎額(以下「退職手当算定基礎額」という。)とする。

(2) 第2基準給与

第2年金に係る給付の額の算定の基礎となる給与(以下「第2基準給与」という。)の基礎となる給与の範囲は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲とし、第2基準給与は、加入者の給与の月額に基づき、厚年法第20条に規定する標準報酬月額の例により定める。

2 加入者が、厚年法第129条第2項に規定する事業所に同時に使用される者であるときは、その者が同事業所で受ける報酬の月額を前項第2号に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入するものとし、この場合における給与の範囲は前項第2号の規定を準用する。

3 第1項第2号及び前項に規定する第2基準給与の決定及び改定の方法については、厚年法第21条から第25条までの規定を準用する。

(標準給与)

第8条 標準給与は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1標準給与

第1年金に係る掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「第1標準給与」という。)は、毎年4月1日現在の退職手当算定基礎額とし、その年の10月から翌年9月までの各月に適用する。

(2) 第2標準給与

第2年金に係る掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「第2標準給与」という。)は、毎年4月から6月までの第2基準給与を平均した額とし、その年の9月から翌年8月までの各月に適用する。

2 前項第1号の規定にかかわらず、加入者の資格を取得した日以降最初に到来する9月まで(毎年4月2日から同9月末日までの間に加入者の資格を取得した場合には、翌年の9月までとする。)の第1標準給与は、加入者の資格を取得した日における退職手当算定基礎額とする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、加入者の資格を取得した日以降最初に到来する8月まで(毎年4月2日から同8月末日までの間に加入者の資格を取得した場合には、翌

年の８月までとする。) の第２標準給与は、加入者の資格を取得した日における第２基準給与とする。

第4章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第9条 本制度による給付は次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁 定)

第10条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、事業主が裁定する。

2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知するものとする。

3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

4 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して事業主に提出しなければならない。

5 遺族給付金の請求にあたっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して事業主に提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子（給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）
その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第16条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して事業主に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第4項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

- (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 7 第 20 条第 1 項ただし書きの規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額)

第 11 条 第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第 1 標準年金額

第 1 基準給与に、加入者期間及び退職事由に応じて別表第 1 に定める率及び加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第 2 に定める率を乗じて得た額

- (2) 第 2 標準年金額

加入者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の平均標準報酬月額（当該期間の計算の基礎となる各月の第 2 基準給与を平均した額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 0.1、加入者期間の月数及び 2.637 を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、脱退一時金の繰下げ期間中に既に第 24 条に規定する脱退一時金の一部支給を受けた者のうち同条第 4 項第 2 号から第 4 号の選択割合を選択した者に係る第 1 標準年金額は、前項第 1 号の規定により計算される額に 100%から当該選択割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

- 3 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 1 標準年金額に相当する部分の支給が開始された後 20 年を経過した後の第 1 標準年金額は、同項同号の規定により計算される額に 0.5 を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第 12 条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）及び給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを 100 円に切り上げる。

- 2 年金給付及び一時金給付の計算過程において、1 円未満の端数が生じた場合は、これを 1 円に切り上げる。

- 3 前 2 項の規定は、標準年金額を計算する場合においては、第 1 標準年金額及び第 2 標準年金額のそれぞれに適用するものとする。

(支給期間)

第13条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、その権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第14条 年金給付の支払日は年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各1日（ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

2 一時金給付は、請求手続終了後1か月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、資産管理運用機関から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第15条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、実施事業所の就業規則に定める懲戒解雇（実質的には懲戒解雇の発令のみ留保した諭旨解雇を含む）により解雇されたときは、給付の全部又は一部を行わない。

4 加入者であった者が、実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかになった場合その他これに準ずる場合は、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第16条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

第16条の2 受給権の消滅時効については民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第 17 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、
国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第18条 本制度の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、その者に老齢給付金を支給する。

- (1) 加入者期間が15年に達したとき
- (2) 60歳に達したとき

(年金額)

第19条 年金として支給する老齢給付金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 第1年金
第1標準年金額
- (2) 第2年金
第2標準年金額

2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金の支給を開始して5年を経過した月以降の期間の老齢給付金の額は、第1年金の額とする。

(年金に代えて支給する一時金)

第20条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金の支給開始後5年を経過した日から保証期間（第1年金については20年、第2年金については5年をいう。以下同じ。）を経過する日までの間において、その者の申出により、第1年金及び第2年金それぞれにつき、年金の支給に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 前項の規定により、老齢給付金を一時金として受けることを選択する場合にあっては、次に掲げる選択割合のいずれを選択するかを申し出ることとする。ただし、第2年金を一時金として受けることを申し出る場合及び既に第1年金の支給が開始されている者又は脱退一時金の繰下げ期間中に既に第1脱退一時金に相当する額の一部支給を受けた者が第1年金につき一時金の支給を申し出る場合にあっては、第1号の選択割合に限る。

- (1) 100%
- (2) 75%
- (3) 50%

(4) 25%

3 前項の規定により選択した一時金給付の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1年金に係る一時金給付の額

第1年金の額に保証期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間(以下「残余支給期間」という。)に応じて別表第3に定める年金現価率及び前項で定める選択割合のうち、その者が選択した割合を乗じて得た額

(2) 第2年金に係る一時金給付の額

第2年金の額に残余支給期間に応じて別表第3に定める年金現価率を乗じて得た額

4 第1年金につき第2項第2号から第4号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた者に係る翌月以降の第1年金の額は、前条第1項第1号に規定する額に、100%から当該選択割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

5 第1年金につき第2項第2号から第4号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた者は、第1項第1号から第4号の規定に該当するに至った場合、前項に規定する第1年金の残余の額の全部について再度一時金を受けることができる。

6 前項の規定による一時金の額は第4項の規定により計算される第1年金の額に、残余支給期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額とする。

(失権)

第21条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第22条 本制度の加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、その者に脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間 15 年未満である者が加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）
- (2) 加入者期間 15 年以上である者が 60 歳未満で加入者の資格を喪失したとき

(一時金額)

第23条 脱退一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加入者期間 1 年未満の者が資格喪失したとき
第 2 年金の額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第 5 に定める率を乗じて得た額（以下「第 2 脱退一時金」という。）
- (2) 加入者期間 1 年以上の者が資格喪失したとき
第 2 脱退一時金の額と、第 1 基準給与に加入者期間、退職事由及び加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第 4 に定める率を乗じて得た額（以下「第 1 脱退一時金」という。）を合算した額

(脱退一時金の支給の繰下げ)

第24条 第22条第2号に該当した脱退一時金の受給権者は、その者が 60 歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

- 2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、繰下げ期間中に脱退一時金の支給を申し出ることができる。
- 3 前項の規定により、脱退一時金の支給を申し出る場合には、次に掲げる選択割合のいずれを選択するかを申し出ることとする。ただし、第 2 脱退一時金の支給を申し出る場合にあっては、第 1 号の選択割合に限る。
 - (1) 100%
 - (2) 75%
 - (3) 50%
 - (4) 25%

4 前項の規定により選択した脱退一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第 1 脱退一時金に相当する額
第 1 年金の額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第 6 に定める率、繰下げ期間に応じて別表第 7 に定める率及び前項で定める選択割合のうち、その者が選択した割合を乗じて得た額
- (2) 第 2 脱退一時金に相当する額
第 2 年金の額に一時金の支給を申し出たときの年齢に応じて別表第 5 に定める率

を乗じて得た額

- 5 第3項第2号から第4号の選択割合を選択して第1脱退一時金の支給を受けた者は、その者が60歳に達するまでの間、残余の部分の全部について再度一時金の支給を申し出ることができる。
- 6 前項の規定による一時金の額は、第1年金の額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第6に定める率、繰下げ期間に応じて別表第7に定める率及び100%から第3項で選択した割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

(支給の効果)

第25条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第53条の3から第53条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第26条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第27条 本制度の加入者又は加入者であった者が、次の各号のいずれかに該当した場合に
は、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 第22条第2号に該当する脱退一時金の受給権者であつて、脱退一時金の繰下げの
申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の受給権者であつて、年金の支給開始後保証期間を経過していない者が
死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第28条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同
順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためそ
の全額につきしたものとみなし、その1人に対して行った支給は、全員に対して行った
ものとみなす。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計
を維持していたその他の親族

(遺族給付金の額)

第29条 第27条第1号に該当した場合に支給する一時金額は、次の各号に定める額とす
る。

- (1) 加入者期間1年未満の者が死亡したとき
第2年金の額に死亡したときの年齢に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
- (2) 加入者期間1年以上の者が死亡したとき
前号に定める額に、第1基準給与に加入者期間、退職事由及び死亡したときの年齢
に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額を合算した額

2 第27条第2号に該当した場合に支給する一時金額は、次の各号に定める額を合算した
ものとする。

- (1) 第1年金の額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第6に定める率及
び死亡したときまでの繰下げ期間に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額
- (2) 前項第1号の規定により算定される額

3 第27条第3号に該当した場合に支給する一時金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 老齢給付金の支給開始後5年以内の者が死亡したとき
次のア及びイに定める額を合算した額
ア 死亡した者が受けていた第1年金の額に残余支給期間に応じて別表第3に定める

率を乗じて得た額

イ 死亡した者が受けていた第2年金の額に残余支給期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額

(2) 老齢給付金の支給開始後5年を経過した者が死亡したとき（ただし、支給開始後20年を経過した者を除く。）

前号アに規定する額

第5章 掛 金

(掛金)

第30条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第31条 掛金のうち、標準掛金は次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 第1標準掛金

毎月1日現在における加入者の第1標準給与の合計額に385/1,000を乗じて得た額

(2) 第2標準掛金

毎月1日現在における加入者の第2標準給与の合計額に1/1,000を乗じて得た額

(特別掛金)

第32条 掛金のうち、特別掛金は過去勤務債務の額を平成22年4月から少なくとも5年3ヶ月で償却するために、毎月1日現在における加入者の第1標準給与の合計額に1,076/1,000以上1,383/1,000以下で次項に定める率を乗じて得た額とする。

2 平成22年度より適用する特別掛金率は、1,076/1,000とする。

(掛金の負担割合)

第33条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第34条 事業主は、各月の掛金を当月の末日までに資産管理運用機関に納付するものとする。

2 納付する掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを1円に切り上げる。

(財政再計算)

第35条 事業主は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(積立金の額の評価)

第36条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第6章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第37条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項に規定する許容繰越不足金は、当該事業年度の末日における責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第38条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条第2号の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に規定する最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。

3 前項に規定する最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(3) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

ア 第1年金部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる老齢給付金のうち第1年金に相当する部分の額に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝ A/B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、第1年金の額の算定に用いる別表第1に定める率

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、第1年金の額の算定に用いる別表第1に定める率

イ 第2年金部分

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる老齢給付金のうち第2年金に相当する部分の額に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = C / D$$

C 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、第2年金の額の算定に用いる加入者期間の月数

D 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、第2年金の額の算定に用いる加入者期間の月数

(4) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

ア 第1脱退一時金部分

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる第1脱退一時金の額に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = E / F$$

E 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、第1脱退一時金の額の算定に用いる別表第4に定める率

F 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、第1脱退一時金の額の算定に用いる別表第4に定める率（ただし、当該加入者が標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、老齢給付金の受給資格が得られる場合は、別表第1に定める率に別表第6に定める率を乗じて得た率とする。）

イ 第2脱退一時金部分

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる第2脱退一時金の額に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = G / H$$

G 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、第2脱退一時金の額の算定に用いる加入者期間の月数

H 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、第2脱退一時金の額の算定に用いる加入者期間の月数

4 前項第3号に規定する標準的な退職年齢は、60歳とする。

第7章 積立金の運用及び業務の委託

(資産管理運用契約)

- 第39条 事業主は、法第65条第1項及び第2項の規定に基づき、積立金の管理及び運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、受給権者を受益者とする年金信託契約を信託会社と、受給権者を保険受取人とする生命保険契約を生命保険会社とそれぞれ締結するものとする。
- 2 事業主は、前項に規定する信託契約に係る信託財産の運用に関して、投資顧問業者と投資一任契約を締結できるものとする。この場合、法第65条第1項第1号の規定に基づき、事業主は、受給権者を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第38条第1項第1号及び規則第68条に規定するもののほか、受益者に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものでなければならない。
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第38条第2項並びに規則第69条及び第70条に規定するもののほか、保険金受取人に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものでなければならない。
- 5 第2項の投資一任契約の内容は、令第39条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第38条第1項第2号に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(資産管理運用機関及び投資顧問業者)

- 第40条 前条の規定により事業主と契約を締結した資産管理運用機関及び投資顧問業者(以下「運用受託機関」という。)の名称及び住所は、別表第8のとおりとする。

(運用管理規程)

- 第41条 第39条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 信託金又は保険料の払込割合
 - (2) 支払金又は保険金の負担割合
 - (3) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (4) 資産額の変更の手続き
 - (5) 第3項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定及び変更は、労働組合(加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合。当該労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者をいう。以下同じ。)の同意を得て事業主が決定する。
- 3 第1項第1号から第4号までに規定する事項の変更であつて、積立金の安全かつ効率

的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、事業主が決定することができる。

- 4 事業主は、前項の規定による処置については、速やかに労働組合に報告し、その同意を得なければならない。

(積立金の運用)

第 42 条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第 43 条 事業主は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 事業主は、前項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約及び生命保険一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第 44 条 事業主は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第 45 条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 事業主は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かななければならない。

(資産状況の確認)

第 46 条 事業主は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第 47 条 事業主は、資産管理運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第 48 条 事業主は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。

- (1) 年金数理に関する業務
- (2) 給付の支払に関する業務
- (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者を含む。）に関する業務
- (4) 掛金額の計算補助に関する業務

(5) 給付額の計算補助に関する業務

2 事業主は、前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を三菱信託銀行株式会社に委託することができる。

(1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）

(2) 年金財政に関するコンサルティング業務

(3) 年金資産の運用に関するコンサルティング業務

第8章 終了及び清算

(制度の終了)

第49条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- (1) 事業主が、労働組合の同意を得て厚生労働大臣の終了の承認を受けたとき
- (2) 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき
- (3) 厚生労働大臣が規約の承認を取り消したとき

(終了時の掛金の一括拋出)

第50条 本制度が終了する場合において、当該終了する日の積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括拋出するものとする。

(支給義務の消滅)

第51条 事業主は、本制度が終了したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(清算人)

第52条 本制度が終了したときは、次の各号に定める者が清算人を選任するものとし、選任後、事業主は、速やかにこの規約に定めるものとする。

- (1) 第49条第1号又は第2号に該当したとき
事業主である法人を代表する役員
- (2) 第49条第3号に該当したとき
厚生労働大臣

(残余財産の分配)

第53条 本制度が終了した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、終了した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第8章の2 年金通算

(中途脱退者の選択)

第53条の2 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者（第22条第1号に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、本制度の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
 - (2) 速やかに第53条の6の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
 - (3) 本制度の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに第53条の6の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
 - (4) 本制度の加入者の資格を喪失した日から1年を経過しても連合会へ脱退一時金相当額の移換は行わないこと。（休職により加入者の資格を喪失した者に限り選択ができる。）
- 2 前項第3号又は第4号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。）への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、本制度の事業主は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。
- 3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第53条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第53条の3 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 本制度の事業主は、前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関に申出があった旨を通知し、本制度の資産管理運用機関が、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 本制度の事業主は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第 53 条の 4 本制度の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、本制度の事業主から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 本制度の事業主は、前項の申出があつたときは、本制度の資産管理運用機関に申出があつた旨を通知し、本制度の資産管理運用機関が、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して 3 ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 本制度の事業主は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第 53 条の 5 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 8 項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第 2 条第 10 項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第 2 条第 5 項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 本制度の事業主は、前項の申出があつたときは、本制度の資産管理運用機関に申出があつた旨を通知し、本制度の資産管理運用機関が、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して 3 ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 本制度の事業主は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

第 53 条の 6 本制度の中途脱退者は、本制度の事業主に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 本制度の事業主は、前項の申出があつたときは、本制度の資産管理運用機関に申出があつた旨を通知し、本制度の資産管理運用機関が、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 本制度の事業主は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中

途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への残余財産の移換)

第 53 条の 7 本制度の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産（第 53 条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。）の移換を申し出ることができる。

2 清算人は、前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関に申出があった旨を通知し、本制度の資産管理運用機関が、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第 53 条第 1 項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

第 53 条の 8 本制度の事業主は、社員が本制度の実施事業所に使用されるに至ったとき又は加入者の資格を喪失したときは、第 53 条の 2 から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号）第 2 に基づき、当該社員に対して説明しなければならない。

第9章 雑 則

(事業年度)

第 54 条 本制度の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(届出)

第 55 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨を事業主に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者は、毎年 1 回生存に関する届書を事業主に提出しなければならない。

(受給手続)

第 56 条 本制度による給付を受ける者は、事業主に、第 10 条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、事業主が本制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。

(1) 給付の受領方法についての届

(2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届

(3) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で定める必要な申告書

2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに事業主に届出なければならない。

(報告書の提出)

第 57 条 事業主は、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 事業主は、前項の書類を実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 58 条 事業主が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第 59 条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度 1 回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって事業主が給付の支給に関する義務を負っているもの

に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が資産管理運用機関に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他本制度の事業に係る重要事項

- 2 事業主は、前項に掲げる周知事項を、実施事業所の見やすい場所に掲示し、又は見やすい場所に備え付けるものとする。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第 60 条 本制度の実施事業所が減少するときは、当該減少に係る事業所（以下「減少実施事業所」という。）の事業主は、確定給付企業年金法施行規則第 88 条第 1 項に基づく額として、次のイからニに掲げる額を合算した額を掛金として一括して拠出しなければならない。

- イ 特別掛金額の予想額の現価
- ロ 繰越不足金
- ハ 純資産額が数理上資産額を下回っている場合に生じる不足金
- ニ 財政運営上の不足金

- 2 前項に掲げる額は、次の各号により計算される金額とする。

- (1) 前項イに掲げる額

減少実施事業所が減少する日（以下「減少日」という。）直前の財政決算日（ただし、減少日が直前の財政決算日から 4 月を経過していない場合は前々事業年度の財政決算日とし、さらに、財政決算日以降に財政計算を行っている場合は当該財政計算の計算基準日とする。以下「直前の財政決算日」という。）における減少実施事業所の加入者に係る標準給与の 12 倍に、直前の財政決算日の特別掛金収入現価算出に用いる特別掛金率と、減少日における残余償却年数に対応する別表第 9 に定める年金現価率を乗じて得た金額。

- (2) 前項ロに掲げる額

直前の財政決算日の繰越不足金の額に、直前の財政決算日から減少日前月の末日までの月数に対応する予定利率による付利率（以下「付利率」という。）と、直前の財政決算日における標準給与の総額に対する減少実施事業所の加入者に係る標準給与の割合（以下「標準給与割合」という。）を乗じて得た金額。

- (3) 前項ハに掲げる額

直前の財政決算日における数理上資産額から純資産額を控除した額に、付利率と、

標準給与割合を乗じて得た金額。ただし、当該金額が負の数となる場合は0とする。

(4) 前項ニに掲げる額

減少実施事業所の加入者が受ける給付の現価から減少実施事業所の加入者に係る数理債務を控除して得た金額。ただし、当該金額が負の数となる場合は0とする。

3 前2項に定める掛金は全額事業主が負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第60条の2 事業主が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、本制度の資産管理運用機関は、本制度の積立金のうち、権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

(1) 法第75条に規定する規約型企業年金の分割

(2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

(3) 法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの方法による額とする。

(1) 規則第87条の2第1項第1号による方法

(2) 規則第87条の2第1項第2号による方法

3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 権利義務移転等の日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度末日のうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニまでのうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 基準日における、本制度の移換額算定基礎額

4 第2項第2号による方法の額は、移換額算定基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における本制度の移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額

ロ 基準日における、本制度の移換額算定基礎額

(2) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における本制度の移換額算定基礎額以下の場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロを合算した額

イ 基準日における受給権者及び加入者期間が15年以上である加入者であった者
(以下この号において「受給権者等」という。)

基準日における権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における本制度の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等の日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(イ) 基準日における、権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額

(ロ) 基準日における、本制度の受給権者等の移換額算定基礎額

ロ 基準日における加入者(受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。)

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から、本号イ(ロ)に定める額を控除して得た額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(イ) 基準日における、権利義務移転等に係る加入者の移換額算定基礎額

(ロ) 基準日における、本制度の加入者の移換額算定基礎額

(事務の取りまとめ)

第61条 本制度の実施事業所の事業主が行うべき本制度に係る事務のうち、次の各号に掲げるものについては、日立オートモティブシステムズ株式会社厚木事業所の事業主が取り扱うものとする。

(1) 資産管理運用機関及び業務委託会社との間の各種事務手続についての取りまとめ

(2) 資産管理運用機関及び業務委託会社からの報告事項について報告を受けること

(3) 厚生労働大臣又は地方厚生局長への承認の申請及び届出の取りまとめ

2 日立オートモティブシステムズ株式会社厚木事業所の事業主は、前項各号に規定する業務を行った場合は、他の事業主にその旨及びその内容を通知するものとする。

(法令の適用)

第62条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成16年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(加入者及び加入者期間に係る経過措置)

第2条 施行日において第3条に規定する加入者の資格を有する者は、第4条の規定にかかわらず、施行日に本制度の加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により加入者となった者については、実施事業所の社員となった日から施行日前日までの期間を第6条に定める加入者期間に合算する。

3 前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日、平成17年7月1日、平成17年9月1日、平成18年4月1日、平成18年8月1日、平成19年9月1日付でボッシュ株式会社（東京都渋谷区渋谷3-6-7）（以下「RBJP社」という。尚、旧社名は「株式会社ボッシュオートモティブシステム」）からユニシアジェークーシーステアリングシステム株式会社（以下「UJKC社」という。）に転籍した者（以下「RBJP社からの転籍者」という。）については、RBJP社の社員となった日から本制度の加入者となった日の前日までの期間を第6条に定める加入者期間に合算する。

(厚生年金基金からの移行)

第3条 事業主は、法第111条第2項の規定に基づき、日立ユニシアオートモティブ厚生年金基金（以下「旧基金」という。）に係る同条第1項に規定する権利義務を承継する。

2 前項の規定により、事業主が権利義務を承継する場合においては、旧基金から本制度の資産管理運用機関に年金給付等積立金（厚年法第130条の2第2項に規定する年金給付等積立金であつて、未支給給付及び法第113条第1項の規定により政府が徴収することとなる同項に規定する責任準備金に相当する部分を除く。）及び厚年法第147条第4項に規定する残余財産を移換する。

3 施行日の前日において、旧基金の受給権を取得している者及び施行日において旧基金の基本年金額に相当する部分の支給開始年齢に達していない者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、本制度の受給権者とする。

4 第1項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の加入員（以下「承継加入者」という。）であつて、施行日において本制度の加入者に該当しない者は、施行日において本制度の加入者の資格を喪失する。

(施行日に加入者の資格を喪失した旧基金の加入員に係る経過措置)

第4条 60歳未満の承継加入者のうち、前条第4項の規定により施行日に本制度の加入者の資格を喪失する者に係る旧基金の規約（以下「旧規約」という。）の基本年金額に相当する部分の給付については、次項から第10項に定めるところにより行う。

2 当該者が60歳に達した月の翌月から、年金を5年間支給することとし、当該者に支給する年金額は、当該者が旧基金の加入員であつた期間に応じ、次の各号の規定により算定

される額を合算した額に 2.637 を乗じて得た額とする。

(1) 平成 11 年 3 月末日以前の期間

当該者が旧基金の加入員であった当該期間の平均標準報酬月額に、当該者の旧基金の加入員であった当該期間の月数及び 1000 分の 3 を乗じて得た額

(2) 平成 11 年 4 月 1 日以後平成 15 年 7 月末日以前の期間

当該者が旧基金の加入員であった当該期間の平均標準報酬月額に、当該者の旧基金の加入員であった当該期間の月数及び 1000 分の 2 を乗じて得た額

(3) 平成 15 年 8 月 1 日以後施行日前日の期間

当該者が旧基金の加入員であった当該期間の平均標準報酬月額に、当該者の旧基金の加入員であった当該期間の月数及び 1000 分の 0.1 を乗じて得た額

3 第 1 項に規定する者が加入者の資格を喪失したときは、加入者の資格を喪失したときに脱退一時金を支給することとし、当該一時金給付の額は、前項の規定により算定される額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて附則別表第 1 に定める率を乗じて得た額とする。

4 前項に掲げる脱退一時金の受給権者は、その者が 60 歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

5 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、繰下げ期間中に、脱退一時金の支給を申し出ることができ、この場合の一時金の額は、第 3 項の規定により計算される額に繰下げ期間（施行日から脱退一時金の支給を申し出たとき又は死亡したときまでの期間をいう。）に応じて別表第 7 に定める率を乗じて得た額とする。

6 第 4 項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを申し出た者は、60 歳に達したときに第 2 項に規定する年金の受給権を取得し、当該脱退一時金の受給権は消滅する。

7 年金の受給権を取得した者が、60 歳到達後に第 20 条第 1 項各号に掲げる事由に該当して申し出た場合にあっては、第 2 項に定める年金給付に代えて、同項の規定により計算される年金額に 5 年から既に年金給付の支給を受けた年月数を控除した期間（以下「残余期間」という。）に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。

8 第 2 項に掲げる年金を受給中の者が死亡したときは、その者の遺族に対して、当該死亡した者が支給を受けていた年金額に、残余期間に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。

9 第 4 項に掲げる脱退一時金の支給の繰り下げを申し出ている者が死亡したときは、その者の遺族に対し第 5 項に規定する額を一時金として支給する。

10 附則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する者に係る給付のうち旧規約の基本年金額に相当する部分の給付については、前各項の給付を除き支給しない。

（施行日に加入者の資格を喪失した 60 歳以上の旧基金の加入員に係る経過措置）

第 5 条 60 歳以上の承継加入者のうち、附則第 3 条第 4 項の規程により施行日に本制度の加入者の資格を喪失する者に係る旧規約の基本年金額に相当する部分の給付については、次の各号に定める額を合算した額を支給する。

(1) 旧規約に基づく 60 歳以前の裁定済みの期間に係る給付

旧規約に基づき既に裁定され現に支給を受けている額から 60 歳到達以前の旧基金

の加入員であった当該期間の平均標準報酬月額 1,000 分の 7.125 (附則別表第 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替える。) に相当する額に 60 歳到達以前の旧基金の加入員であった当該期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 60 歳到達後から施行日前日までの期間に係る給付

60 歳到達後の期間に関し旧規約に基づき支給される額から 60 歳到達後の旧基金の加入員であった当該期間の平均標準報酬月額 1,000 分の 7.125 (附則別表第 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替える。) に相当する額に 60 歳到達後の旧基金の加入員であった当該期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額

- 2 前項に規定する者が申し出たときは、前項の規定にかかわらず、前項第 2 号に相当する額に代えて年金を 5 年間支給することとし、当該者に支給する年金額は、同項同号の規定により計算される額に 2.637 を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める年金の支給を申し出た者が、第 20 条第 1 項各号に掲げる事由に該当して申し出た場合にあっては、前項に定める年金給付に代えて、同項の規定により計算される年金額に残余期間に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。
- 4 第 2 項に掲げる年金を受給中の者が死亡したときは、その者の遺族に対して、当該死亡した者が支給を受けていた年金額に、残余期間に応じて別表第 3 に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。
- 5 附則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する者に係る給付のうち旧規約の基本金額に相当する部分の給付については、前各項の給付を除き支給しない。

(承継受給待期者に係る経過措置)

第 6 条 附則第 3 条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継した旧基金の受給待期者（施行日の前日において旧基金の加入員である受給待期者を除き、以下「承継受給待期者」という。）が、60 歳に達するまでに申し出た場合にあっては、当該権利義務を承継した給付であって旧規約の基本年金額に相当する年金給付のうち、次に定める基本上乗せ年金相当額に相当する額に代えて、次の規定により計算される額を 60 歳に達した月の翌月から 5 年間年金として支給する。

旧規約に基づき計算された基本年金額に相当する額から、旧基金が厚年法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日以前の旧基金の加入員であった全期間の平均標準報酬月額 1,000 分の 7.125 (附則別表第 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替える。) に相当する額に旧基金が同条同項の認可を受けた日以前の旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額（以下「基本上乗せ年金相当額」という。）にその者の生年月日に応じて附則別表第 3 に定める率を乗じて得た額

- 2 前項に定める承継受給待期者が 60 歳に達する前に申し出た場合又は死亡した場合にあっては、前項の規定により計算される年金額に、申し出たとき又は死亡したときの年齢に応じて附則別表第 1 に定める率を乗じて得た額を一時金としてその者又はその者の遺族に給付する。

- 3 第1項に定める承継受給待期者が60歳に達して裁定を受けるときに申し出をした場合又は当該年金給付の支給開始後死亡した場合は、第1項により計算される年金額に残余期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額を一時金としてその者又はその者の遺族に給付する。

(承継加入者に係る第2標準年金額に関する経過措置)

第7条 承継加入者に係る第2標準年金額は、第11条第1項第2号の規定にかかわらず、旧基金の加入員であった期間に応じ、次の各号の規定により算定される額を合算した額とする。

(1) 平成11年3月末日以前の期間

同条同項同号中、「加入者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間」及び「加入者期間」とあるのは「平成11年3月末日以前の旧基金の加入員であった期間」と、「1000分の0.1」とあるのは「1000分の3」と読み替え、同条同項同号の規定により算定される額

(2) 平成11年4月1日以後平成15年7月末日以前までの期間

同条同項同号中、「加入者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間」及び「加入者期間」とあるのは「平成11年4月1日以後平成15年7月末日以前に旧基金の加入員であった期間」と、「1000分の0.1」とあるのは「1000分の2」と読み替え、同条同項同号の規定により算定される額

(3) 平成15年8月1日以後の期間

同条同項同号中、「加入者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間」及び「加入者期間」とあるのは「平成15年8月1日以後施行日前日までの旧基金の加入員であった期間と施行日以後の加入者期間を合算した期間」と読み替え、同条同項同号の規定により算定される額

(RBJP社からの転籍者の給付に関する経過措置)

第8条 附則第2条第3項に規定するRBJP社からの転籍者のうちRBJP社の退職慰労金規定（転籍時において効力を有する退職慰労金規定をいう。以下同じ。）により転籍時に給付を受けた者に係る第11条第1項第1号に規定する第1標準年金額、第23条第2項に規定する第1脱退一時金の額及び第29条第2項に規定する額（以下「第1遺族給付金」という。）に相当する額は、当該規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 第1標準年金額

次のアの規定により計算される額から、イに掲げる額を控除した額（ただし、当該額が負値となる場合は0とする。次号及び第3号において同じ。）を14.4183（利率3.5%、20年確定年金現価率）で除して得た額

ア 第11条第1項第1号の規定により算定される額に14.4183を乗じて得た一時金相当額

イ 当該転籍者がRBJP社の退職慰労金規定により転籍時に給付を受けた一時金の額（以下「転籍時給付額」という。）

(2) 脱退一時金のうち第1脱退一時金の額

次のアの規定により計算される額から、イに掲げる額を控除して得た額

ア 第23条第2項の規定により算定される額

イ 転籍時給付額

(3) 遺族給付金のうち第1遺族給付金の額

次のアの規定により計算される額から、イに掲げる額を控除して得た額

ア 第29条第2項の規定により算定される額

イ 転籍時給付額

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成17年4月1日に株式会社ユニシアコンピューター（住所：神奈川県厚木市恩名1370番地、以下「転籍元会社」という。）から株式会社日立製作所オートモティブシステムグループ厚木事業所に転籍し本制度の加入者となった者に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、転籍元会社において使用されていた期間（尚、就業規則第48条に定める休職期間を除く。）を加入者期間に通算する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成17年4月30日から適用する。

(掛金の一括拠出に関する経過措置)

第2条 第60条の規定にかかわらず、平成17年4月30日（以下「制度変更日」という。）に株式会社ユニシアいわき（住所：福島県いわき市泉町下川字大剣399-1、以下「脱退事業所」という。）が解散したことに伴い、脱退事業所は、確定給付企業年金法施行規則第88条第1項に基づく額として、次に掲げる算式により計算される特別掛金額の予想額の現価の合計額を一括して拠出する。

$$\left(\text{制度変更日前日における脱退事業所の加入者のうちこの制度の脱退者に係る平成17年3月末日現在の第1標準給与の額} \right) \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.770/1,000 \times \left(\text{制度変更日における残余償却年数に対応する別表第9に定める年金現価率} \right) \times \text{脱退者に係る脱退事業所における加入者期間/脱退者に係るこの制度の実施事業所における加入者期間の合計}$$

附 則

RBJP 社からの転籍者受入に伴う附則の変更

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則

RBJP 社からの転籍者受入に伴う附則の変更

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則

代表事業所及び実施事業所の住所番地変更に伴う変更

(施行期日)

この規約は、届出日から施行し、平成17年11月14日から適用する。

附 則

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う変更

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(厚生年金基金の権利義務を承継した中途脱退者に関する経過措置)

第2条 この規約による変更前の株式会社日立製作所オートモティブシステムグループ厚木事業所企業年金規約附則第9条第1項に規定する者に係る脱退一時金相当額の交付(ただし、平成18年2月前までに当該交付が行われる場合に限る。)については、なお従前の例による。

附 則

標準掛金及び特別掛金率に関する規約の変更

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

RBJP 社からの転籍者受入に伴う附則の変更

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

標準掛金及び特別掛金率に関する規約の変更

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

分割時又は権利義務移転時の資産分割に関する規約の追加

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

事業主及び実施事業所の名称変更に伴う変更

(施行期日)

この規約は、承認の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則

標準掛金及び特別掛金率に関する規約の変更

(施行期日)

第1条 この規約は、届出日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

第2条 平成22年3月以前の月に係る掛金（掛金率及び負担割合）については、なお従前の例による。

附 則

実施事業所の住所変更に伴う変更

(施行期日)

この規約は、届出日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1
(第 1 表)

年金支給率表

(50 歳以上で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
0 年	0.0000	21 年	7.1091
1	0.1041	22	7.5252
2	0.2775	23	7.9413
3	0.4509	24	8.3575
4	0.6589	25	8.7389
5	0.8670	26	9.1898
6	1.0751	27	9.6406
7	1.3525	28	10.1607
8	1.6299	29	10.7156
9	1.9073	30	11.3051
10	2.2195	31	11.6172
11	2.5316	32	11.9293
12	2.8437	33	12.2414
13	3.2251	34	12.5535
14	3.8493	35	12.8656
15	4.3001	36	13.1777
16	4.751	37	13.4899
17	5.2711	38	13.802
18	5.7219	39	14.1141
19	6.1381	40 年以上	14.4262
20	6.6929		

(注)・期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{少数点以下第 5 位四捨五入})$$

- ・別表第 1 (第 1 表) における加入者期間は、55 歳未満までの期間とし、別表第 1 (第 2 表) における加入者期間は、55 歳以上の期間とする。

別表第 1
(第 2 表)

年金支給率表

(50 歳以上で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支 給 率
0 年	0.0000
1	0.3122
2	0.6243
3	0.9364
4	1.2485
5	1.5606

(注) 期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

別表第 1
(第 3 表)

年金支給率表

(50 歳未満で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支 給 率		加入者期間	支 給 率	
	定年等 (社員退職手当 規程第 2 条第 1 号又は第 3 号か ら第 5 号までに 該当する場合)	自己都合等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 6 号から第 9 号までに該 当する場合)		定年等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 1 号又は第 3 号から第 5 号までに該当 する場合)	自己都合等 (社員退職手当 規程第 2 条第 6 号から第 9 号ま でに該当する場 合)
0	0.0000	0.0000	1 8	5.7219	2.6703
1	0.1041	0.0007	1 9	6.1381	3.0517
2	0.2775	0.0007	2 0	6.6929	3.3985
3	0.4509	0.1734	2 1	7.1091	3.7453
4	0.6589	0.2428	2 2	7.5252	4.0574
5	0.8670	0.3122	2 3	7.9413	4.3695
6	1.0751	0.4162	2 4	8.3575	4.8203
7	1.3525	0.5202	2 5	8.7389	5.2711
8	1.6299	0.6243	2 6	9.1898	5.7219
9	1.9073	0.7283	2 7	9.6406	6.2421
1 0	2.2195	0.8670	2 8	10.1607	6.9010
1 1	2.5316	1.0057	2 9	10.7156	7.6292
1 2	2.8437	1.1444	3 0	11.3051	8.4615
1 3	3.2251	1.3178	3 1	11.6172	8.7736
1 4	3.8493	1.5259	3 2	11.9293	9.0857
1 5	4.3001	1.7686	3 3	12.2414	9.3978
1 6	4.7510	2.0114	3 4	12.5535	9.7099
1 7	5.2711	2.3235	3 5 年以上	12.8656	10.0220

(注) 期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率… B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

別表第 2

据置率表

加入者の資格を喪失したときの年齢	率	加入者の資格を喪失したときの年齢	率
3 0 歳	2. 8068	4 6 歳	1. 6187
3 1	2. 7119	4 7	1. 5640
3 2	2. 6202	4 8	1. 5111
3 3	2. 5316	4 9	1. 4600
3 4	2. 4460	5 0	1. 4106
3 5	2. 3632	5 1	1. 3629
3 6	2. 2833	5 2	1. 3168
3 7	2. 2061	5 3	1. 2723
3 8	2. 1315	5 4	1. 2293
3 9	2. 0594	5 5	1. 1877
4 0	1. 9898	5 6	1. 1475
4 1	1. 9225	5 7	1. 1087
4 2	1. 8575	5 8	1. 0712
4 3	1. 7947	5 9	1. 0350
4 4	1. 7340	6 0 歳以上	1. 0000
4 5	1. 6753		

(注) 年齢に 1 歳未満 (月単位) の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1 歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率・・・A

1 歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率・・・B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

別表第3

残余支給期間に応じた年金現価率表

残余保証期間(年)	率
20	14.4183
19	13.9084
18	13.3807
17	12.8346
16	12.2693
15	11.6842
14	11.0787
13	10.4520
12	9.8033
11	9.1319
10	8.4371
9	7.7179
8	6.9735
7	6.2031
6	5.4057
5	4.5805
4	3.7263
3	2.8422
2	1.9272
1	0.9802
0	0.0000

(注)年齢に1年未満の端数が生じたときの繰下げ率は次式による。

A年Bヶ月の繰下げ率

= A年の繰下げ率 + {(A + 1)年の繰下げ率 - A年の繰下げ率} × B / 12

<小数点第4位未満四捨五入>

別表第4
(第1表)

一時金支給率表

(在職中死亡及び50歳以上で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支 給 率		加入者期間	支 給 率	
	社員退職手当 規程第2条第 2号中自己の 意志に基づく 場合	左記以外 の場合		社員退職手当 規程第2条第 2号中自己の 意志に基づく 場合	左記以外 の場合
0年	0	0	21	54.0	102.5
1	0.01	1.5	22	58.5	108.5
2	0.01	4.0	23	63.0	114.5
3	2.5	6.5	24	69.5	120.5
4	3.5	9.5	25	76.0	126.0
5	4.5	12.5	26	82.5	132.5
6	6.0	15.5	27	90.0	139.0
7	7.5	19.5	28	99.5	146.5
8	9.0	23.5	29	110.0	154.5
9	10.5	27.5	30	122.0	163.0
10	12.5	32.0	31	126.5	167.5
11	14.5	36.5	32	131.0	172.0
12	16.5	41.0	33	135.5	176.5
13	19.0	46.5	34	140.0	181.0
14	22.0	55.5	35	144.5	185.5
15	25.5	62.0	36	149.0	190.0
16	29.0	68.5	37	153.5	194.5
17	33.5	76.0	38	158.0	199.0
18	38.5	82.5	39	162.5	203.5
19	44.0	88.5	40年 以上	167.0	208.0
20	49.0	96.5			

(注)・期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率…B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \text{ (小数点以下第3位四捨五入)}$$

・別表第4(第1表)における加入者期間は、55歳未満までの期間とし、別表第4(第2表)における加入者期間は、55歳以上の期間とする。

別表第 4
(第 2 表)

一時金支給率表

(在職中死亡及び 50 歳以上で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支給率
0 年	0.0
1	4.5
2	9.0
3	13.5
4	18.0
5	22.5

(注) 期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 3 位四捨五入})$$

別表第 4
(第 3 表)

一時金支給率表

(50 歳未満で加入者の資格を喪失したとき)

加入者期間	支 給 率		加入者期間	支 給 率	
	自己都合等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 6 号から第 9 号までに該 当する場合)	定年等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 1 号又は第 3 号から第 5 号までに該当 する場合)		自己都合等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 6 号から第 9 号までに該 当する場合)	定年等 (社員退職手 当規程第 2 条 第 1 号又は第 3 号から第 5 号までに該当 する場合)
0 年	0	0	2 1	5 4.0	1 0 2.5
1	0. 0 1	1.5	2 2	5 8.5	1 0 8.5
2	0. 0 1	4.0	2 3	6 3.0	1 1 4.5
3	2.5	6.5	2 4	6 9.5	1 2 0.5
4	3.5	9.5	2 5	7 6.0	1 2 6.0
5	4.5	1 2.5	2 6	8 2.5	1 3 2.5
6	6.0	1 5.5	2 7	9 0.0	1 3 9.0
7	7.5	1 9.5	2 8	9 9.5	1 4 6.5
8	9.0	2 3.5	2 9	1 1 0.0	1 5 4.5
9	1 0.5	2 7.5	3 0	1 2 2.0	1 6 3.0
1 0	1 2.5	3 2.0	3 1	1 2 6.5	1 6 7.5
1 1	1 4.5	3 6.5	3 2	1 3 1.0	1 7 2.0
1 2	1 6.5	4 1.0	3 3	1 3 5.5	1 7 6.5
1 3	1 9.0	4 6.5	3 4	1 4 0.0	1 8 1.0
1 4	2 2.0	5 5.5	3 5	1 4 4.5	1 8 5.5
1 5	2 5.5	6 2.0	3 6	1 4 9.0	1 9 0.0
1 6	2 9.0	6 8.5	3 7	1 5 3.5	1 9 4.5
1 7	3 3.5	7 6.0	3 8	1 5 8.0	1 9 9.0
1 8	3 8.5	8 2.5	3 9	1 6 2.5	2 0 3.5
1 9	4 4.0	8 8.5	4 0 年以上	1 6 7.0	2 0 8.0
2 0	4 9.0	9 6.5			

(注) 期間に 1 年未満の端数が生じた場合は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 3 位四捨五入})$$

別表第5

一時金支給乗率
(第2年金相当部分)

年齢	率	年齢	率
15歳	0.9741	38	2.1489
16	1.0082	39	2.2241
17	1.0435	40	2.3020
18	1.0800	41	2.3826
19	1.1178	42	2.4659
20	1.1569	43	2.5522
21	1.1974	44	2.6416
22	1.2393	45	2.7340
23	1.2827	46	2.8297
24	1.3276	47	2.9288
25	1.3740	48	3.0313
26	1.4221	49	3.1374
27	1.4719	50	3.2472
28	1.5234	51	3.3608
29	1.5767	52	3.4785
30	1.6319	53	3.6002
31	1.6890	54	3.7262
32	1.7482	55	3.8566
33	1.8093	56	3.9916
34	1.8727	57	4.1313
35	1.9382	58	4.2759
36	2.0060	59	4.4256
37	2.0763	60	4.5805

(注) 年齢に1年未満の端数が生じたときの繰下げ率は次式による。

A年Bヶ月の繰下げ率

= A年の繰下げ率 + {(A + 1)年の繰下げ率 - A年の繰下げ率} × B / 12

< 小数点第4位未満四捨五入 >

別表第 6

一時金乗率表

加入者の資格喪失 時の年齢	率	加入者の資格喪失 時の年齢	率
3 0 歳	5. 1369	4 6 歳	8. 9073
3 1	5. 3166	4 7	9. 2188
3 2	5. 5027	4 8	9. 5415
3 3	5. 6953	4 9	9. 8755
3 4	5. 8946	5 0	10. 2213
3 5	6. 1011	5 1	10. 5791
3 6	6. 3146	5 2	10. 9494
3 7	6. 5356	5 3	11. 3324
3 8	6. 7643	5 4	11. 7288
3 9	7. 0012	5 5	12. 1396
4 0	7. 2461	5 6	12. 5649
4 1	7. 4997	5 7	13. 0046
4 2	7. 7622	5 8	13. 4599
4 3	8. 0338	5 9	13. 9307
4 4	8. 3150	6 0 歳以上	14. 4183
4 5	8. 6063		

(注) 年齢に 1 歳未満 (月単位) の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1 歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率… A

1 歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率… B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 5 位四捨五入})$$

別表第7

繰下げ率表

期間	率	期間	率
0年	1.0000	16	1.7340
1	1.0350	17	1.7947
2	1.0712	18	1.8575
3	1.1087	19	1.9225
4	1.1475	20	1.9898
5	1.1877	21	2.0594
6	1.2293	22	2.1315
7	1.2723	23	2.2061
8	1.3168	24	2.2833
9	1.3629	25	2.3632
10	1.4106	26	2.4460
11	1.4600	27	2.5316
12	1.5111	28	2.6202
13	1.5640	29	2.7119
14	1.6187	30	2.8068
15	1.6754		

注) ・ 期間に1年未満の端数が生じた場合は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{少数点以下第5位四捨五入})$$

別表第 8

運用受託機関の名称及び住所

名 称	住 所
(年金信託契約) 三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
(生命保険契約)	
(投資一任契約)	
(年金特定信託契約)	

別表第 9

残余償却年数別年金現価率表

残余償却年数	率
0	0. 0 0 0 0 0
1	0. 9 8 3 0 9
2	1. 9 3 2 9 4
3	2. 8 5 0 6 7
4	3. 7 3 7 3 6
5	4. 5 9 4 0 7
6	5. 4 2 1 8 0
7	6. 2 2 1 5 5
8	6. 9 9 4 2 5
9	7. 7 4 0 8 2
10	8. 4 6 2 1 5
11	9. 1 5 9 0 8
12	9. 8 3 2 4 4
13	1 0. 4 8 3 0 4
14	1 1. 1 1 1 6 3
15	1 1. 7 1 8 9 7
16	1 2. 3 0 5 7 6
17	1 2. 8 7 2 7 2
18	1 3. 4 2 0 5 0
19	1 3. 9 4 9 7 6
20	1 4. 4 6 1 1 2

(注) 年数に 1 年未満の端数を生じた場合の率は次式による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…… B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第 6 位四捨五入})$$

附則別表第 1

年齢別支給率表

年齢	支給率	年齢	支給率
15歳	0.9741	38	2.1489
16	1.0082	39	2.2241
17	1.0435	40	2.3020
18	1.0800	41	2.3826
19	1.1178	42	2.4659
20	1.1569	43	2.5522
21	1.1974	44	2.6416
22	1.2393	45	2.7340
23	1.2827	46	2.8297
24	1.3276	47	2.9288
25	1.3740	48	3.0313
26	1.4221	49	3.1374
27	1.4719	50	3.2472
28	1.5234	51	3.3608
29	1.5767	52	3.4785
30	1.6319	53	3.6002
31	1.6890	54	3.7262
32	1.7482	55	3.8566
33	1.8093	56	3.9916
34	1.8727	57	4.1313
35	1.9382	58	4.2759
36	2.0060	59	4.4256
37	2.0763	60	4.5805

(注) 年齢に 1 歳未満の端数が生じたときの率は、次の算式による。

端数月を切り捨てた年齢による率…… A

端数月を切り上げた年齢による率…… B

率 = $A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$

< 小数点以下第 5 位四捨五入 >

附則別表第 2

生 年 月 日 別 給 付 乗 率

昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者	1, 0 0 0 分の 1 0. 0
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 8 6
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 7 2
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 5 8
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 4 4
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 3 1
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 1 7
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 9. 0 4
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 1 0 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 9 1
昭和 1 0 年 4 月 2 日から昭和 1 1 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 7 9
昭和 1 1 年 4 月 2 日から昭和 1 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 6 6
昭和 1 2 年 4 月 2 日から昭和 1 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 5 4
昭和 1 3 年 4 月 2 日から昭和 1 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 4 1
昭和 1 4 年 4 月 2 日から昭和 1 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 8. 2 9
昭和 1 5 年 4 月 2 日から昭和 1 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 7 7 1
昭和 1 6 年 4 月 2 日から昭和 1 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 6 5 7
昭和 1 7 年 4 月 2 日から昭和 1 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 5 4 3
昭和 1 8 年 4 月 2 日から昭和 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 4 3 9
昭和 1 9 年 4 月 2 日から昭和 2 0 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 3 3 4
昭和 2 0 年 4 月 2 日から昭和 2 1 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 2 3 0
昭和 2 1 年 4 月 2 日以降に生まれた者	1, 0 0 0 分の 7. 1 2 5

附則別表第 3

生年月日別給付乗率

男子	女子	率
昭和 28 年 4 月 1 日以前出生	昭和 33 年 4 月 1 日以前出生	2. 637
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日出生	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日出生	2. 426
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日出生	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日出生	2. 228
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日出生	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日出生	2. 043
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日出生	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日出生	1. 869
昭和 36 年 4 月 2 日以降出生	昭和 41 年 4 月 2 日以降出生	1. 706